

多摩区母子保健地区別懇談会開催運営等要領

(目的)

第1条 多摩区における母子保健事業を推進するため、次に掲げる事項について懇談会の委員の意見を求める。

- (1) 多摩区内母子保健事業の運営に関すること。
- (2) その他必要な事項。

(組織)

第2条 懇談会は医療関係者及び川崎市保健所多摩支所長により構成する。

(会議等)

第3条 懇談会は川崎市保健所多摩支所長が招集する。

(庶務)

第4条 懇談会の庶務は、多摩区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域支援課において処理する。

(附則) この要領は、平成19年6月19日から施行する。

(附則) この改正要領は、平成25年4月1日から施行する。

(附則) この改正要領は、平成27年4月1日から施行する。

(附則) この改正要領は、平成29年3月1日から施行する。

(附則) この改正要領は、平成31年4月1日から施行する。

(附則) この改正要領は、令和4年2月1日から施行する。